

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

福岡県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail：3hoken@mhlw.go.jp

事務連絡
令和 8 年 7 月 29 日

佐賀県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

長崎県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail：3hoken@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

大分県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

宮崎県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail：3hoken@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

鹿児島県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail：3hoken@mhlw.go.jp

事務連絡
令和 8 年 7 月 29 日

沖縄県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

令和 8 年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した標記災害の対応につきまして、熊本県からの応援要請に基づき、各自治体からの保健師等チームの応援派遣について、厚生労働省において調整することといたしました。

つきましては、下記の本災害に係る保健師等チームの応援要請の概要を確認いただき、今般の保健師等チームの応援派遣に応じることが可能な場合、その体制等について、「保健師等チーム派遣調整システム」に必要事項を記載の上、御登録いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、必要に応じて管内保健所設置市、特別区及びその他市町村に本事務連絡を展開いただくとともに、管内保健所設置市、特別区及びその他市町村保健師等も含めた編成につきましても、御検討ください。

なお、本照会は、現時点における保健師等チームの応援派遣可能数を把握するものであり、本照会により応援派遣をお願いするものではありません。

記

■回答期限

回答期限：令和 8 年 7 月 29 日（水）13 時 30 分まで

※参考：保健師等チーム派遣調整システム URL <https://www.kmnit.jp/>

■派遣概要

1 活動内容

避難所における住民の健康管理、在宅における要支援者の健康管理

2 活動場所

市町村避難所へ配置を想定

3 活動期間

2026 年 7 月 30 日から 2026 年 9 月 30 日

※ 具体的な応援派遣期間は、被災都道府県と調整いただくこととなります。

※ 活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間は含みません。

4 被災都道府県が必要とするチーム数

7 チーム

1 チームあたり、3 名(保健師 2 名、栄養士 1 名等)程度

※栄養士については可能な範囲で御対応いただきたい。

5 移動手段及び宿泊先

応援派遣元の各自治体において手配してください。

6 その他

- ・災害発生時における保健師等チームの応援派遣の根拠としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条、第 68 条若しくは第 74 条、自治体間の災害時相互応援協定又は応援派遣を行う自治体の独自の判断などが想定されますが、いずれを根拠とするかについては、基本的に、応援派遣時までに、応援派遣元の自治体と被災都道府県との間で調整していただくことになります。
- ・保健師等チームの応援派遣に係る費用負担については、応援派遣時までに、危機管理担当部局等と御調整いただきますようお願いします。

7 お問い合わせ先

システムに関するお問い合わせ先

一般財団法人日本公衆衛生協会 健康危機管理支援部

（保健師等チーム事務局）

担当：河西 小林 小松

お問い合わせ先：03-3352-4283（日中）／090-1614-6912（夜間）

E-mail：dheat@jphakenkoukiki.mhlw.go.jp／dheat@jpha.or.jp

<問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

保健指導室 納富、飛田

T E L : 03-5253-1111（内 2394、8925）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail：3hoken@mhlw.go.jp